



島根県報

平成16年 7 月 9 日 (金)
 第 1,588 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (林 業 課) 2

告 示

字の区域の廃止 (市 町 村 課) 3

生活保護法の規定による介護機関の指定 (健康福祉総務課) 3

介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 4

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (") 4

児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (障害者福祉課) 4

知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定 (") 4

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 5

小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間 (水 産 課) 5

コイの持ち出しの禁止に係る水系の範囲 (") 5

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見の概要 (経 営 支 援 課) 6

道路の区域の変更 (道 路 維 持 課) 6

道路の供用開始 (") 6

都市計画事業の認可 (都 市 計 画 課) 7

訓 令

布部ダム操作規則の一部改正 (河 川 課) 7

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 (環 境 生 活 総 務 課) 8

平成16年度家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜 産 振 興 課) 8

特定調達公告

平成16年度雪寒機械の購入に係る一般競争入札の実施 (道 路 維 持 課) 9

雑 報

平成16年度行政書士試験の実施 (総 務 課) 11

平成16年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施 (消 防 防 災 課) 13

平成16年度液化石油ガス設備士試験の実施 (") 13

正 誤

平成16年 3 月30日付け島根県報号外第33号中 (企 業 局) 14

公布された条例等のあらまし

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則 (規則第59号)

1 規則の概要

- (1) 林業経営高度化推進資金を創設することとした。(第 3 条・別表関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日等

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月9日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第59号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則（昭和55年島根県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「円滑化」の次に「及び効率的かつ安定的な林業経営の育成」を、「資金」の次に「及び林業者が行う林業経営の改善を推進するのに必要な資金」を加える。

第3条第1項第2号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法」を「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」に改め、「法律第51号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 林業経営高度化推進資金 県内に住所を有する者で法第3条第1項の規定により同項の林業経営改善計画（以下「林業経営改善計画」という。）の認定を受けたもの（地方公共団体を除く。）とする。

第4条中「（以下「合理化計画認定者」という。）」及び「（以下「合理化措置」という。）」を削る。

第6条第1項を次のように改める。

木材産業等高度化推進資金の貸付けの申込みは、融資機関の所定の申込書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて当該融資機関に対して行うものとする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けを受けようとする者

ア 知事の認定を受けた事業経営改善計画の写し

イ 当該資金が法第4条第3項第2号に掲げる措置に係るものであることを証する書類

(2) 第3条第1項第2号に掲げる資金の貸付けを受けようとする者

ア 知事の認定を受けた構造改善計画の写し

イ 当該資金が法第4条第3項第2号に掲げる措置に係るものであることを証する書類

(3) 第3条第1項第3号に掲げる資金の貸付けを受けようとする者

ア 知事の認定を受けた林業経営改善計画の写し

イ 当該資金が法第3条第2項第3号の措置に係るものであることを証する書類

第6条第2項中「借受申込者で」を削り、「ものは」を「者は」に改める。

第7条第1項中「如何なる」を「いかなる」に改め、同条第2項及び第3項中「合理化計画」の次に「又は林業経営改善計画」を加える。

別表第1号木材産業等高度化推進資金の種類欄中「（以下「森林所有者等」という。）」を削り、同表に次のように加える。

10 林業経営高度化推進資金	林業を営む者が行う造林に必要な短期運転資金	作業労賃、苗木代、燃料費、機械・施設の使用料、作業委託費等に必要な資金	1 利率 年1.5パーセント 2 償還期限 1年以内 3 貸付限度額
----------------	-----------------------	-------------------------------------	--

			5,000万円（別に定める基準に適合し、かつ、林野庁長官が承認した場合にあっては、1億5,000万円）
--	--	--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県告示第697号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、横田町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 仁多郡横田町大字下横田において字を廃止する区域

大 字	字	地 番
下横田	下高畦	107の 1
	上高畦	122の 1、122の 2
	猫田	123の 1、123の 2
	砂田	124の 1、124の 2
	冷り田	125の 1
	口田	126の 1
	川端	127の 2
	川原田	129の 3、129の 5、129の 6
	一本木前	131の 3、131の 4
及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部		

（ただし、上記地番は、平成16年 6 月10日現在のものである。）

島根県告示第698号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所 の所在地		名 称	所 在 地	
特定非営利活動法人 まごころサービス松 江センター	松江市新雑賀町 3 17	訪問介護	ヘルパーステーショ ン まごころ	松江市新雑賀町 3 17	平成16年 4 月 1 日
有限会社 メイコー センター	浜田市浅井町86番地 21	福祉用具貸与	岩多屋福祉事業部	那賀郡三隅町岡見65 3	平成16年 6 月23日

島根県告示第699号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年7月9日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人 壽光会	短期入所生活介護	社会福祉法人 壽光会 特別養護老人ホーム湖水苑	簸川郡湖陵町大字差海318番地1	平成16年7月1日
益美コンサルタント株式会社	痴呆対応型共同生活介護	益美コンサルタント株式会社：介護事業部 グループホームあんず	美濃郡美都町大字仙道681番地2	平成16年7月1日

島根県告示第700号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年7月9日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 まごころサービス松江センター	ケアステーション まごころ	松江市新雑賀町3 17	平成16年7月1日

島根県告示第701号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の23第1号の規定に基づき告示する

平成16年7月9日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 松江ケアセンター	松江市乃白町334 6	平成16年6月29日

島根県告示第702号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社 コムスン	居宅介護	株式会社コムスン 松江ケ アセンター	松江市乃白町334 6	平成16年 6月29日
社会福祉法人 仁寿会	デイサービス	山楽園デイサービスセン ター	飯石郡掛合町大字掛合2154 1	平成16年 6月29日

島根県告示第703号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年 8 月31日島根県告示第642号、平成14年 3 月26日島根県告示第340号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び伯太町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第704号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業（機船手繰網漁業））に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 許可及び起業の認可の申請期間

平成16年 7 月 9 日から平成16年 7 月23日まで

島根県告示第705号

平成16年島根県内水面漁場管理委員会指示第1号に基づき、コイの持ち出しを禁止する水系の範囲を平成16年 7 月 5 日に次のとおり定めた。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

神戸川水系河川の本流及び支流（来島ダムから下流）、十間川水系河川の本流及び支流並びに神西湖並びに堀川水系河川の本流及び支流

島根県告示第706号

平成16年島根県告示第 9 号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定による意見を述べたので、同条第 6 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない新三刀屋店（仮称）

島根県飯石郡三刀屋町下熊谷1758 1

2 意見の概要

- (1) 駐車場の出入口の位置並びに来店車両の誘導について検討し、実施すること。
- (2) (1)の検討結果を踏まえ、店舗周辺道路の整備状況、交通渋滞及び交通安全に配慮した対策を講じ、実施すること。

3 縦覧場所

三刀屋町ふるさと振興課（飯石郡三刀屋町大字三刀屋944番地）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第707号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域				管轄する支庁の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
県 道	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1026番 8 地先から同字1020番 2 地先まで	前	メートル 3.00 ~ 6.90	メートル 141.00	隠 岐 支 庁	道路改良工事 拡幅
			後	5.50 ~ 37.00	131.00		

島根県告示第708号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所及び隠岐支庁において一般の縦覧に供する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する土木事業所及び支庁の名称	備考
県道	六日市錦線	鹿足郡六日市町大字蔵木391番2地先から同大字391番1地先まで	メートル 64.00	平成16年 7月9日	益田土木建築事務所	
"	"	鹿足郡六日市町大字蔵木389番1地先から同大字375番1地先まで	65.00	"	津和野土木事業所	
"	国賀海岸線	隠岐郡西ノ島町大字浦郷字由良1026番8地先から同字1020番2地先まで	131.00	平成16年 8月1日	隠岐支庁	

島根県告示第709号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 施行者の名称

松江市

2 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・6・77号東津田中央線及び 3・5・67号小浜堂の前線

3 事業施行期間

平成16年 7 月 9 日から平成23年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

島根県松江市東津田町字講田、字南外、字佐水、字石台、字舟津田、字宮沖、字宮原及び字寺後地内

(2) 使用の部分

島根県松江市東津田町字佐水、字舟津田、字宮沖及び字宮原地内

訓 令

島根県訓令第12号

土 木 部
松江土木建築事務所

布部ダム操作規則（平成13年12月28日島根県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

受訓先を「土 木 部」に改める。
松江土木建築事務所」

目次及び第 2 条中「供水調節」を「洪水調節」に改める。

第 6 条中「調整」を「調節」に改める。

第11条の見出し中「水道用水供給」を「水道用水の供給」に改める。

第14条第1項中「広瀬土木事務所長（以下「所長」）」を「松江土木建築事務所広瀬土木事業所長（以下「事業所長」）」に改め、「松江地方気象台から」の次に「松江地区において」を加え、同条第2項中「所長」を「事業所長」に、「平成13年12月28日訓河発第209号」を「平成16年7月9日訓河第576号」に改める。

第15条中「所長」を「事業所長」に改め、「直ちに」の次に「松江土木建築事務所長に報告するとともに」を加え、同条第1号中「国土交通省出雲工事事務所」を「国土交通省出雲河川事務所」に改める。

第16条から第21条までの規定中「所長」を「事業所長」に改める。

第22条第1項中「出来る」を「できる」に改める。

第23条中「所長」を「事業所長」に改める。

第25条中「所長」を「事業所長」に、「を可能ならしめる」を「が可能となる」に改める。

第26条中「所長」を「事業所長」に、「を可能ならしめる」を「が可能となる」に改める。

第27条から第29条まで及び第31条から第33条までの規定中「所長」を「事業所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年7月9日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年7月9日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成16年6月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 引きこもり自立支援対策会・ステップ

3 代表者の氏名

山口延昭

4 主たる事務所の所在地

平田市東福町155番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、家で引きこもりの人達に対して多彩な業種の職場研修及び実習、助言を行うことによって、自立を促し早期に社会参加できるよう支援することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から2月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎1階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定に基づく家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 開催場所

出雲市古志町3,775 島根県立畜産試験場

2 開催期間

平成16年10月18日(月)から同年11月12日(金)まで

3 受講者の定員

7 名程度

4 講習に係る家畜の種類

牛

5 講習の科目

(1) 学科

受精卵移植概論、受精卵の生理及び形態、受精卵の処理、受精卵の移植

(2) 実習

受精卵の処理、受精卵の移植

6 受講資格

牛について家畜改良増殖法第16条第 2 項の家畜人工授精に関する講習会の課程を修了して、その修業試験に合格した者であること。

7 受講願書の提出期限

平成16年 9 月17日(金)

8 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に受講資格を有することを証明する書類(合格証の写し又は免許証の写し)を添えて住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して、知事に提出すること。

9 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

10 受講手数料

31,500円に相当する島根県収入証紙を受講願書の所定の欄に貼り付けること。

11 その他

この講習会の受講についての問い合わせは、松江市殿町 1 番地島根県農林水産部畜産振興課安全対策グループ(0852 - 22 - 5137)又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の 6 第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第372号)第 6 条の規定により公告する。

平成16年 7 月 9 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、配車先及び数量

ア 除雪トラック(7 t 専用車)、1 台、益田土木建築事務所

イ 除雪グレーダ(3.1m級)、1 台、木次土木建築事務所仁多土木事業所

ウ 凍結防止剤散布車(2.5m³)、2 台(松江土木建築事務所広瀬土木事業所 1 台、浜田土木建築事務所 1 台)

ア~ウについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書による。なお、三菱ふそうトラック・バス(株)及び三菱自動車工業(株)が製作する自動車は除く。

(3) 納入期限

すべて、平成16年12月10日(金)

(4) 納入場所

それぞれの配車先の土木建築事務所長が指定する場所

(5) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 島根県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成14年島根県告示第804号)において、大分類「4 機械器具類」中分類「(4)産業機器」又は「5 車両船舶類」中分類「(1)車両類」に登録され、A等級に格付けされた者であること。

(4) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領(平成13年1月23日付会発第149号)」に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部道路維持課道路管理グループ

電話0852-22-6046

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成16年7月9日から平成16年8月6日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明書

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成16年8月20日(金)午前10時00分

(郵便による入札にあつては、午前9時必着)

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成16年8月20日(金)午前10時から

場所：島根県松江市殿町1番地会議棟第3会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者が見積った契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならないが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、あるいは入札書に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

A Nature and quantity of the products to be purchased :

- Snow Removing Truck in the 7ton class : 1
- Snow Removing Motor Grader in the 3.1meters class : 1
- Chemical Spreading Vehicle in the 2.5m3 class : 2

B Bid tendering date and time : 10:00a.m., August 20, 2004

C Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN

Phone : 0852-22-6046

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 4 条第 1 項の規定により島根県知事から財団法人行政書士試験研究センターに委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成11年自治省告示第250号）第 8 に基づき、次のとおり公示します。

平成16年 7 月 9 日

財団法人行政書士試験研究センター理事長 池 ノ 内 祐 司

1 試験期日

平成16年10月24日（日）午後 1 時から午後 3 時30分まで

2 試験場所

くにびきメッセ 松江市学園南 1 2 1

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内 容 等
行政書士の業務に関し 必要な法令等 (出題数 40題)	行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）、憲法、民法、行政法、地方自治法、行政手続法、行政不服審査法、戸籍法、住民基本台帳法、労働法、商法、税法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成16年 4 月 1 日現在施行されている法令に関し出題します。

一般教養 (出題数 20題)	
-------------------	--

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「一般教養」は択一式とします。

4 受験手続き

(1) 受付期間 平成16年8月4日(水)から8月31日(火)まで

(2) 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください。

8月31日の消印があるものまで受け付けます。

(3) 提出書類 受験願書一式

(4) 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

(5) 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

ア 郵送配布

配布期間 平成16年8月2日(月)から8月25日(水)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月25日必着のこと)

名称 (財)行政書士試験研究センター

住所 〒100-8879 東京中央郵便局留

(注) 郵送を希望する方は、郵送に要する日数(一週間程度)に注意してください。

イ 窓口配布

配布期間 平成16年8月2日(月)から8月31日(火)まで

(注) 土曜日及び日曜日には行いません。

配布場所

島根県総務部総務課、島根県県政情報センター、島根県隠岐支庁総務局、各総務事務所又は川本総務事務所
大田分室

配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

島根県行政書士会(松江市殿町2)

配布時間 午前9時から午後5時まで

(注) 窓口配布は部数に限りがありますので、できるだけ(財)行政書士試験研究センターに郵送で請求してください。

(6) 問い合わせ先

(財)行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状態により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って問い合わせ先へ早めにご相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日時 平成17年1月13日(木)午前9時

(2) 方法 (財)行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験

者全員に可否通知書を郵送します。

また、試験地が島根県である受験者については、島根県報及び県庁前掲示板にも合格者の受験番号を公示します。

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第31条の2第1項の規程に基づき、島根県知事の委任に係る高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施するので、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条第2項の規定により公示する。

平成16年 7 月 9 日

高圧ガス保安協会会長 大 角 恒 生

1 試験の種類

乙種化学責任者試験

乙種機械責任者試験

丙種化学責任者試験（液化石油ガス）

丙種化学責任者試験（特別）

第二種冷凍機械責任者試験

第三種冷凍機械責任者試験

第一種販売主任者試験

第二種販売主任者試験

2 試験日時

平成16年11月14日（日）午前 9 時30分から

3 試験場所

松江市及び江津市

4 受験願書常置場所及び提出先

松江市千鳥町15番地 コープビル内 社団法人島根県エルピーガス協会

電話0852 21 9716

5 受験願書受付期間

平成16年 8 月30日（月）から 9 月10日（金）まで

（郵送による場合は、9月10日までの消印があるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、受付期間内に到着したもの）に限り受け付ける。）

6 受験手数料

乙種化学責任者試験、乙種機械責任者試験及び第二種冷凍機械責任者試験 10,000円

丙種化学責任者試験及び第三種冷凍機械責任者試験 9,400円

第一種販売主任者試験 8,500円

第二種販売主任者試験 6,700円

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定に基づき、島根県知事の委任に係る液化石油ガス設備士試験を次のとおり実施するので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年通商産業省令第11号）第104条第3項の規定により公示する。

平成16年 7 月 9 日

高圧ガス保安協会会長 大 角 恒 生

1 試験の種類

液化石油ガス設備士試験

2 試験日時

筆記試験 平成16年11月14日(日)午前9時30分から

技能試験 筆記試験合格者に対し、技能試験受験票発送により通知する。

3 試験場所

筆記試験 松江市及び江津市

技能試験 筆記試験合格者に対し、技能試験受験票発送により通知する。

4 受験願書常置場所及び提出先

松江市千鳥町15番地 コープビル内 社団法人島根県エルピーガス協会

電話0852 21 9716

5 受験願書受付期間

平成16年8月30日(月)から9月10日(金)まで

(郵送による場合は、9月10日までの消印があるもの(料金別納郵便及び料金後納郵便にあつては、受付期間内に到着したもの)に限り受け付ける。)

6 受験手数料

23,000円

正

誤

平成16年3月30日付け島根県報号外第33号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	上から7	7	(7)
1	上から8	8	(8)
1	上から10	10	(10)
1	上から11	11	(11)
2	下から6	第13条を削除する。	第13条削除
2	下から7	第15条を削除する。	第15条削除
4	上から3	6	(6)
4	上から4	7	(7)
4	上から5	8	(8)
4	上から6	9	(9)
4	上から7	10	(10)
4	上から8	第12条を削除する。	第12条削除
5	上から6	(本局用)の様式中「課長補佐」、「係長」及び「係員」を削除し、(事務所用)の様式中「次長」を「部長」に改め、「課長補佐」、	(本局用)の様式中「課長補佐」、「係長」及び「課員」を削除する。

6	上から14	「係長」及び「課員」を削除する。 様式第 2 号 (第10条関係) 中「担当係長」を削除する。	
6	上から15	様式第 2 号 (第10条関係) 中「担当係長」を削除する。	
10	下から11	(昭和50年島根県公営企業管理規程第 1 号)	(昭和52年島根県公営企業管理規程第 1 号)

